

始



10  
9  
8  
7  
6  
5  
4  
3  
2  
1  
0  
18  
50  
m

393  
756

吉田虎雄著  
東亞研究講座  
第三輯 對支ドウズ案と關稅特別  
會議

# 東亞研究達產

四四

昭和十八年秋

三 其

對支ドウズ案と關稅特別會議

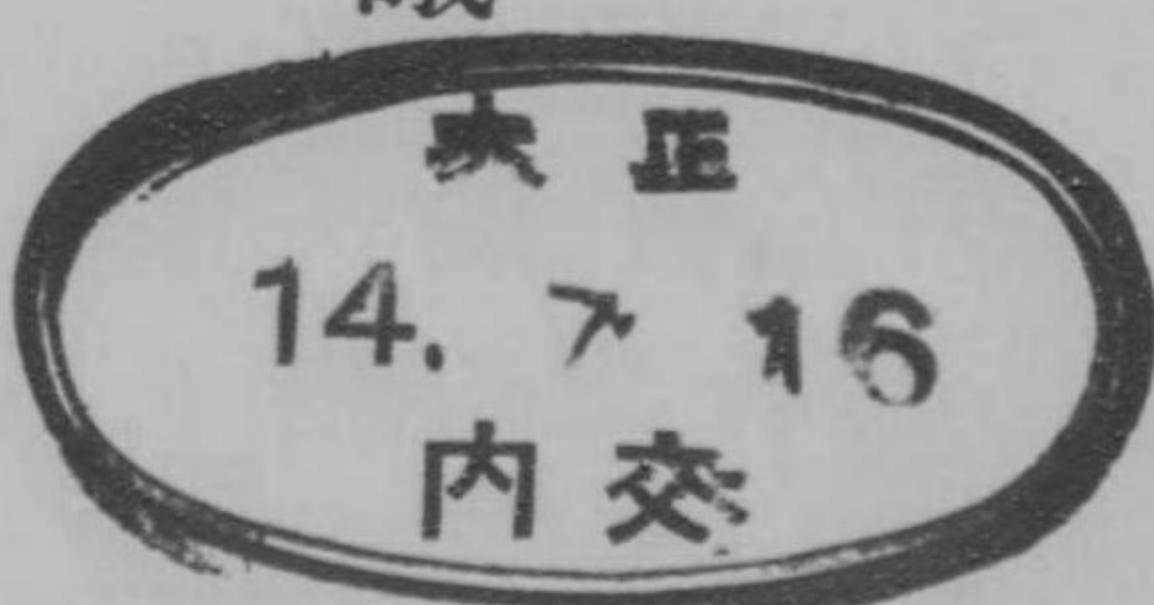
吉田虎雄

東亞研究會

39  
75



對支ドウズ案と關稅特別會議



393-756

## 東亞研究會趣旨 目的及事業

本會の目的は（一）支那國民性の徹底的研究を試み其の成果を統合編纂して弘く世に紹介せんとするに在り。凡て人間親和の心理は相互の性情を理會熟知するを以て基調と爲すが故に眞に能く日支親善の實を擧げんと欲せば從來謎の如く不可解視したる支那國民性の特質實相を明かにすることを要す。是れ本會が廣く文獻資料を中外に覓めて其神髓を究めんことを期する所以なり。尙ほ本會は之に附帶して東亞文化の發揚に資せんが爲め（二）支那並びに滿蒙、朝鮮、臺灣等に於ける産業、趣味其他の宣傳鼓吹をも併せ行はんとす。隨て本會の事業は今後益々多岐に涉るべきも先づ以て圖書の刊行、講演會の開催等に依り之を施行するものなり。

## 目次

- 一、對支ドウズ案の正體
- 二、關稅特別會議とドウズ案との關係
- 三、支那の無擔保借款と其整理難
- 四、支那政府の財政狀態
- 五、結論

# 對支ドウズ案と關稅特別會議

吉 田 虎 雄

## 一 對支ドウズ案の正體

大正十三年十一月十八日の紐育諸新聞は、アツソシェーテット・ブレス通信として「支那にドウズ案適用方提議」と題して、支那の新任外交總長王正廷氏が同國の財政窮迫を救ふ爲め、近く北京に關係國の實業家より成る國際會議を開催すべく提議したこと、並に極東に利害關係を有する米國實業家の團體よりも、斯の如き會議に於て支那の借款整理

を計るべしとの意見書を國務省に提出した旨を報したが、此報が更に支那に傳はるや、大に同國の朝野を驚かし、言論界を沸騰せしめた。支那人中には今尙ほ此對支ドウズ案なるものに對し、疑懼の念を懷いてゐる者も少からぬやうである。それは該案が支那の内政干渉即ち財政管理、鐵道管理等の如き内容を有するものと掛念せらるるが爲めであらう。

蓋右の新聞記事は紐育の財業家スタンレー・グラインス（ラム・ケライ・ラム・ケライ  
ンス會社社長）の談話に基いたものであつて、王正廷氏が此の如き意見を發表したのもグラインス一派と策應せる結果であるとの噂もある。是より先紐育財業家より成る委員會（Committee of American Material Creditors of the Chinese Government.）は國務省に對して、支那關稅特別會議に於て決定せらるべき關稅二分五厘增徵の收入は、之を無擔保外債の整理に使用

せらるゝことにしたいとの請願書を提出したが、前記紐育新聞の極東に利害關係を有する米國實業家の團體云々の記事は、之を云ふのである。而して此請願は當時國務省に採用されなかつたが、グラインスは右委員會の一員であつて、對支ドウズプランの熱心なる首唱者である所より見れば、該案と右委員會との關係は自ら想察し得られるのである。併し米國國務省は英國政府との一種の約束があつて、今尙ほ對支ドウズ案に反対してゐるやうであるが、之に反し同國商務省は對支債權整理の急務を認むる所より該案採用に賛成であると信すべき理由がある。蓋英國政府は輸入稅二分五厘增收を外債整理に使用することには、從來反対の意向を有し、殊に彼等の所謂投機的借款たる我西原借款の如きものの整理に使用することは最も反対してゐる所である。而して此點に關しては米國國務省との間に一種の諒解が成立し

てゐるやうである。併し前記の如く商務省はドウズ案に賛成であると信ぜらるるのみならず、バシフ・キック・デベローブメント・コム・バニーに關係あるモルガンよりも前記債權者委員會と同様の意見を國務省に提議したとのことであるから、國務省も或は其主張を變更するやうになるかも知れない。加之在支英國人商業會議所は釐金全廢に由る增收を以て外債整理に充つべきことを主張し、駐支英國公使も二分五厘增收を以て外債整理に使用すべしとの意見に傾いてゐるやうであるから、英國政府も亦此等の意見に動かされて從來の方針を變更しないとも限らない。隨て對支ドウズ案なるものは全然實現の可能性を有せざるものと見るのは早計であるかも知れない。然らば對支ドウズ案とは果して如何なる内容を有するものなるか、其詳細は未だ發表せられざるを以て、正確に之を知ることを得ないが、吾人の聞く所に依れば、

4

(一) 上海に關係各國債權團代表者の會議を開き、無擔保又は擔保不確  
實なる支那中央政府の外債を統一し、海關稅收入（釐金廢止に同意せば之に由る増收）を擔保として、之を長期公債に借換ふるの整理案を討議すること。

(二) 右會議は直接九ヶ國條約に關係なく、又關係國政府の諒解は必要なるも、全然私的性質のものとすること。但其決定せる整理案は各國政府に提出して承認を求むること。

といふのが其骨子のやうである。要するに對支ドウズ案は紐育對支債權者團の主唱に係る支那外債の整理案であつて、日英米佛其他關係國の實業家のみにて支那の無擔保外債の整理を商議し、關稅特別會議開催前に其成案を各其本國政府に提出して、之を承認せしめんとす

るのである。而も之が爲めに鐵道管理等の如き内政干涉をなすの企圖は全然なく、否内政干渉の非難を避くる爲め其整理財源としても現に外債の擔保となり、外國人管理の下に在る海關稅のみに限ることとしたとのことであるから、支那人たるもの安心して可なりと思ふ。蓋彼等の意は、外債整理の財源としては地租、煙酒稅等もあるのであるが、若し此等をも擔保に加ふるときは、自然外人管理の範圍を擴張することとなるべきが故に、此等の財源は支那自身に於て處理し、或は政費に充て、或は内債の整理に使用する等、總て支那政府の爲す所に任すべしといふにある。但二分五厘增收だけでは整理財源としては不足であるから、各國が若し釐金全廢に同意せば、其全廢の代價として課せらるべき關稅附加稅增收中より、各省に對する補償額を差引きたる殘額をも整理財源に加へたいといふのである。

對支ドウズ案の梗概は以上の如くなるが、其債權者會議が果して成立するや否やは今尙ほ疑問であつて、既に金法<sup>フラン</sup>郎問題も解決し、佛國の華府關稅條約批准も近きに在るを以て、或は右の債權者會議に先ち、關稅特別會議の開催を見るやうになるかも知れないが、假りに右債權者會議が實現するとしても、果して(一)二分五厘增收全部を外債の整理に振向け得べきか(二)釐金全廢なるものは近き將來に實行し得べき事なるか、此れは尙ほ大に研究の餘地あるものである。若し二分五厘增收全部を外債の整理に振向くること不可能にして、釐金全廢も亦近き將來に實現し難しとせば、假令債權者會議に於て整理案を決定するも、關稅特別會議は之を採用することは出來ないであらう。

## 二 關稅特別會議とドウズ案との關係

支那の輸入税は從價五分を基礎とせる從量税又は從價五分税であるが、華府關稅條約は支那財政援助の意味を以て、之に從價二分五厘（品は奢侈  
五分）の附加税を課することを認めた。而して其實施期は、該條約の規定に基き支那の招請に依りて開催せらるべき關稅特別會議に於て、右附加税賦課の目的及條件と共に之を決定することになつてゐるが、二分五厘增收とは即ち此附加税の賦課に由る增收を謂ふのである。然らば其二分五厘增收は果して幾何の金額に達するのであらうか、善後會議に提出せられた財政部の財政整理案附表に依れば二千四百四十二萬八千元と計算してゐる。對支ドウズ案は之を全部外債の整理に

使用せんとしてゐるが、支那の内債中にも亦整理を要するもの多く、其必要の程度は毫も外債に譲らないから、單に外債のみを整理し、内債を其まゝに放任することは甚だ不公平と謂ふべく、内國債權者も亦黙して止まざるべきを以て、二分五厘增收を外債の整理のみに使用することは到底出來ない相談であらうと思ふ。尙ほドウズ案は二分五厘增收のみでは外債整理に不足なるを以て、更に厘金廢止に由る關稅增收をも整理財源に充てんとしてゐるが、是亦實行不可能の事であらう。釐金廢止關稅增加即ち裁釐加稅に關しては、華府關稅條約第二條には「特別會議は一九〇二年の英支條約第八條、一九〇三年の米支條約第四條及第五號、並に一九〇三年の日支追加條約第一條に規定する附加税を賦課する目的を以て、右各條に規定する釐金の急速の廢止及其他の條件の履行に就き準備をなす爲め、直に必要なる措置を取るべし。」と

ありて、其規定甚だ曖昧である。或は列國は二分五厘附加税のみを認め、裁釐加税は當分之を認めない底意ではないかと疑はるゝのである。假令然らずとするも、支那の現状では釐金全廢などは到底行はれ得べくもない。又支那政府は釐金を全廢せば輸入税が一割二分五厘に増加せらるべきは既定の事實なるが如く考へ居り、ドウズ案の提案者も亦同様に考へてゐるやうであるが、七分五厘の附加税を承認してゐるのは英、米及葡國だけであつて、其他の各國は之を承認してゐない。一九〇三年の日支追加通商條約第一條にも「清國政府は釐金制度の全廢に由りて生ずべき缺損の一部を填補する爲め、海關又は内地及國境の稅關を通過する各種貨物に對し、關稅の外に附加税を徵收することを提議したるを以て、日本國は清國が各條約國と協議の上決定するものと同率の附加税を支拂ふことを承諾す。」とあるのみで、輸入税に從價

七分五厘、輸入出稅に同二分五厘の附加税を課すことを認めてゐるのではない。されば釐金全廢に由る關稅附加稅率は更に特別會議に於て審議せらるべきものである。想ふに特別會議に於ては此附加稅率は適當に之を決定するであらうが、其裁釐加税の實施期が果して幾年の後にあるかは豫想し難い事である。國內の統一をも見ざる現下の支那の狀態では、特別會議に於ても裁釐加税の實施期を決定することは出來ないであらう。果して然ならば裁釐加税に由る增收を無擔保債務整理の財源に充てんとするも不可能の事と謂はねばならぬ。善後會議に提出せる執政政府の財政整理案中にも、關稅特別會議に對しては二分五厘附加税實行と裁釐加税案との併案辦理を要求し、其增收中より各省に對する釐金の補償額及常關の通過稅收入を控除したる殘額全部を以て、内外債整理基金となし、將來稅收漸を逐ふて増加せば、順

次生産及建設事業を辦理すべし。とあるが、此れは特別會議に於ても承認せざるべく、結局無擔保債務の整理財源としては二分五厘附加税增收だけに止むるの外はあるまい。然らば二分五厘增收だけで無擔保外債及内債の整理財源として果して充分であらうか否外債のみの整理財源にすら不足なることは既にドウズ案の提案者も亦認むる所である。

### 三 支那の無擔保借款と其整理難

支那の内外債總額は善後會議に提出せる財政部及交通部の財政整理案に依れば左の如くである。

○財政部關係内外債總額（大正十三年十二月末現在）

有擔保外債	
同 内債（國庫證券を含む）	八二六、〇二七、六六四・七七
無擔保外債	二〇三、一六七、六一九・〇〇
同 内債（國庫證券を含む）	三二七、一四三、七四六・一三
計	二三九、八一三、四六一・九九
	一、五九六、一五二、四九一・八九

備考 有擔保とは確實の擔保あるもの、無擔保とは

無擔保又は確實の擔保なきものをいふ

○交通部關係内外債總額

元利支拂の見込あるもの

三一九、二二七、二五三・六一

整路電の利益にてべきもの（鐵道、電信材料の未拂代金を含む）

八〇、九四四、二六七八四

財政部の整理案中に歸入すべきもの

二二九、九三六、一六六・九八

計

六二〇、一〇七、六八八・四三

即ち財政部關係と交通部關係とを合せて二十二億一千六百二十六萬元の巨額に上るのであるが、此内財政部關係の無擔保内外債五億六千六百九十五萬七千二百八元、交通部關係の支拂の見込なき内外債二億一千九百九十三萬六千百六十七元、合計七億八千六百八十九萬三千三百七十五元が整理を待つ所の所謂無擔保内外債の總額である。今假りに之を八億元の新公債に借換へ整理するものとせば、其新公債の利子を年七分とするも、利子のみにて一ヶ年五千六百萬元を支拂はねばならぬ譯である。然るに關稅二分五厘增收は前に記せるが如く二千四百四十三萬元に過ぎぬとすれば、これだけでは利子の半額にも足らぬ計算である。之を以て見れば支那の借款整理が甚だ困難なることを知るべきである。善後會議に提出せる財政部の内外債整理案は

同部關係の無擔保内外債の總額を五億五千萬元と概算し（内債中の國庫證券の一部は

銀行借款二千餘萬元は佛國より還付すべき拳匪賠償金を以て相殺するものとして計算）之を六億元の新公債（年六分、價格九五、期限三十年）に乘換ふることとなつてゐるが、其整理財源としては二分五厘增收と裁釐加稅による增收とをして之に充てゝる。併し前に述べたる如く裁釐加稅の實行は近き將來に於て之を期し難いとすれば、此整理案は問題にならぬのである。ドウズ案も亦裁釐による關稅增收を整理財源に充てんとしてゐる點より見れば、矢張實行し難い案といはねばならぬ。

支那の無擔保借款整理に就いては是迄各方面に於て研究せられ、各種の整理案が出來てゐるが、大正十二年一月全國財政討論會委員會に提出せられた審計院顧問バドウ氏の案が最も權威あるものとせられてゐるから、茲に其要綱を掲ぐることとする。

バドウ案は財政部關係無擔保内外債の總額を五億〇三百二十九萬

六千元、大正十二年六月迄の利子六千六百萬元、合計五億六千九百三十九萬六千元と計算し、其整理方法を左の如く定めてゐる。

(一)無擔保内外債を全部新公債に借換へ關稅剩餘を以て年賦償還すること。

(二)新公債總額は六億二千五百萬元とし、利子年七分、發行價格八七・五〇とすること。

此金額は無擔保債務總額五億七千萬元中、公債額面價格と手取金との差額大なるもの、並に債權者が額面通りの償還を豫期せざる國庫證券(三三、七〇〇、〇〇〇元)に對し相當の減額をなし、且新公債の發行價格を八七・五〇として算出したものである。

(三)新公債は原契約に依る通貨別に數種を發行すること。

(四)新公債の償還は九年据置とし、以後十二年間に全部完済すること。

(五)關稅收入は第一年度までは剩餘を生せず、反つて六百二十五萬元の不足を見る程なるも、其後は二分五厘附加稅增收あり、且自然增收ある爲め、年々餘裕を生し、即ち第二、年度には三千萬元、第五年度には四千六百萬元の剩餘を見る計算にて、以後漸次遞増すべきが故に、之を以て新公債の償還に充つること。但最初の四ヶ年間は利拂にも不足するを以て、毎年一千七百萬元乃至七百二十五萬元(四ヶ年の不足額四千七百十三萬七千元)を鹽稅剩餘又は内外銀行よりの借入金に依り補償すること。

(六)以上の方針を完全に實行せば關稅と鹽稅のみが借款の擔保となり、其他の稅收即ち煙酒稅、印花稅、崇文門稅、契稅等は政府に於て完全に之を使用し得ること。

本案は裁釐加稅問題に觸れず、此は釐金廢止は中央と地方との關

係割定せらるゝまでは實現不可能なるのみならず、右增收は釐金廢止に由る損失補填の爲めに認容せられたるものにして、國庫收入の増加を目的としたものに非ざるが故である。鐵道借款の不拂問題も本案には關係なし、蓋此種の借款は鐵道を以て擔保とするを以て(附加的擔保もあるも)其元利の償還は即ち當該鐵道の收入を以て充當せらるべきものであるからである。

以上はバドウ案の大綱である。而も該案は交通部借款を除外してゐるが、其他の整理案中にも交通部借款を除外したものもあり、又之を加へたものもある。バドウ案は鐵道借款は鐵道を以て擔保とせるものなれば、鐵道收入を以て、償還せらるべきものであると言つてゐるが、鐵道收入を以て支拂ふことが出來ぬから問題となつてゐるのである。それに從來交通部借款の中で問題となつてゐるのは鐵道借款だけで

はなく、電信借款をも含んでゐるのである。又不拂鐵道借款中には未設鐵道の前渡金が可なり多額に上つてゐるが、此等の鐵道は多くは何時になつて敷設せらるゝか分らぬものである。されば財政部借款のみを整理して、交通部不拂借款を其まゝにして置くのは不公平と謂はねばならぬ。財政部借款と共に交通部借款をも整理するのは當然の事と思ふ。而も交通部不拂借款をも整理案中に加ふるときは其整理すべき金額は異常の多額に上り、益財源に窮することになるのである。

#### 四 支那政府の財政状態

對支ドウズ案は關稅二分五厘增收全部を以て無擔保借款の整理に充てることになつて居り、バドウ案も亦同様であるが、支那政府の現下

の財政状態より見て果して行はれ得べきことであらうか、支那の財政困難は今に始まつたことではないが、段執政政府も成立以來之に苦められ、遂に遺縁がつかなくなり、本年二月中には行政費及軍費の未拂額已に七百餘萬元に達し、其結果三月中に十四年公債千五百萬元を發行して一時を彌縫したが、此公債の收入も三ヶ月の行政費及軍費を支持するに過ぎないことになつてゐる。斯る状態なるに拘らず二分五厘增收全部を借款の整理に充て、少しも之を政費に使用せしめないのは、果して當を得たものであらうか。尤も二分五厘增收の用途は特別會議に於て決定することになつてゐるが、同會議が如何に之を決定するかは興味ある問題である。吾人は茲に少しく支那政府の財政状態を述べて讀者の参考に供したいと思ふ。

支那中央政府の財政は異常の窮乏に陥つてゐるが、其原因は一に軍

費の過大なるに在る。今先づ中央の支出に就て見るに、最近財政部の調査に依れば同部の直接支出に係る分だけで左の如く概算せられてゐる。

政 軍 合	費 費 計	三一、二五八、三五九元 三四、九四〇、八〇四 六六、一九九、一五九
-------------	-------------	---

即ち軍費は支出總額の約五割三分を占めてゐるが、之に地方に在る中央軍隊に對する支出を加ふるとときは中央の軍費總額は八千九百〇八萬八千元となり、歲出總額の約七割に當るのである。

中央政府の支出は前記の如くであるが、之に對する收入如何と見るに、元來中央政府の收入は其直接收入と各省解款との二種あるが、各省解款とは各省の中央に對する送金であつて、各省の全收入中より各其

省の經費を差引きたる剩餘を中央に送金するのであるが、其實收入は民國四年には千八百四十萬元に上りしも、六月以後は送金全く絶てる。此は或は之を以て各省に駐在する中央軍隊の經費に充て、或は各省の經費不足の爲め送金不能となつた爲めである。されば現在に於ける中央の收入は其直接收入だけであるが、其種類は關稅、鹽稅、煙酒稅、印花稅、中央專款並に各機關收入及官產收入の七種である。而して此内中央專款は從來各省に屬せし收入中より特に或稅種を指定して中央に屬せしめたもので、現在では契稅、牙稅、鑛稅の三種が之に屬するが、此專款も解款と同様の理由に依り中央に送金せられず、其收入全く絶えてゐる。又各機關收入及官產收入も各其當該機關に於て勝手に之を使用し、國庫に納入せられざるを以て、現在に於ける中央直接收入は實際上關稅、鹽稅、煙酒稅、印花稅の四種に過ぎない。加之此等租

稅も或は借款の擔保となり、或は地方に抑留せられて、中央政府の經費に使用し得べきものは總收入の一小部分に過ぎないのである。

先づ關稅に就て見るに、海關稅(五十里內常關稅を含む)は財政整理會の調査に依れば其收入九千四百萬元に上るも、此は露佛借款、英獨借款、英獨第二借款、拳匪賠償金、五國大借款(鹽稅を主たる擔保とするも海關稅よりも支拂ふこととなつてゐる)並に內國債たる三年公債、四年公債の擔保となつてゐる爲め、總稅務司に於て之を管理し、徵稅費其他を控除せる純收入中より此等の借款及賠償金に充てられた額を差引きたる剩餘を中央政府に交付するの定めであつて、之を關稅餘款又は關餘と稱する。然るに此關餘も亦內國債たる元年公債、五年公債、七年長期公債、八年軍需公債、八年七厘公債、整理金融公債及九年公債の整理基金となり、此等内債の元利償還は總稅務司に於て之を管理せるを以て、關餘より之を支拂ふて剩餘あらざる限りは、中央の政

費に供する能はざることになつてゐる。(尤も外交部經費、稅務處及稅務學校經費は關餘より支拂はれてゐる)然るに現在の關餘は之を擔保とする内債の償還にも不足を見る程なるを以て、政費に振向くる餘裕は少しもない。又常關稅(五十里外及内地常關稅)は李景銘氏の調査に依れば、津浦鐵道貨捐を合せて九百八十萬元に上るも、此内確實に中央に歸するのは京師稅關の收入二百二三十萬元に過ぎない。餘は悉く各省に抑留せられてゐるのである。

次は鹽稅であるが、該收入も亦五國大借款及クリスピ借款の擔保となつてゐる爲め、徵收經費を差引きたる純收入は毎月之を關係銀行團に引渡し、銀行團は此等借款の元利償還に充てられたる額を控除した残額を支那政府に交付するの定めであつて、之を鹽稅餘款又は鹽餘と稱する。現在に於ける中央政府の收入の重なるものは此鹽餘である。

が、然も近年各省に於て鹽稅を抑留するもの大に増加し、第二奉直戰爭以來殊に甚しく、爲めに中央純收入の減少に伴ひ鹽餘も亦大に減少してゐる。民國十二年に於ける鹽稅收入は經費を控除し七千九百五十四萬五千元に上つたが、此内三千〇二十萬七千元は各省に抑留せられ、中央の純收入は四千九百三十三萬八千元に過ぎなかつた。十三年度は内亂の影響を受け七千〇五十四萬四千元となり、前年に比し九百萬元を減じたが、各省の抑留額は三千三百四十六萬六千元に増加した。新聞紙の所報に依れば目下鹽稅收入を満足に中央に送付するのは直隸、山東、安徽、山西の四省に過ぎないとのことである。現在に於ける鹽餘が果して幾何に達するやは精確に之を知ることを得ないが、民國八年より十一年に至る四ヶ年平均額は約四千三百萬元であつた。併し鹽餘は之を擔保とした内外債が多額に上り、且交通部借款中にも英佛

借款(三、七五〇、〇〇〇磅)湖廣鐵道債券五、九〇〇、〇〇〇磅の如き鹽稅をも擔保に加へたものがあり、其内で該收入の保管銀行が債權者又は經理人となつてゐるものは、其保管收入中より毎月相當の金額を差引き、以て此等債權の元利に充當してゐるから、中央政府に交付する金額は幾何もない。現に我正金銀行の如きも九六公債日本側債權者分元利(年額八、四〇〇、〇〇〇元)露西亞クーポン及郵傳部借款元利(年額一、三四〇、〇〇〇元?)露西亞クーポン及郵傳部借款元利(年額一、五〇〇、〇〇〇元)は、其保管に係る鹽稅收入を差押へて之が償還に充てゝゐる。されば九六公債の如き其支那側債權者は利子の支拂を得ないのに、日本側債權者は定期に元利の償還を受けてゐるのである。從來支那政府は鹽餘を以て遺緑の種となし、毎月之を擔保として國內銀行より一時借入をなし、或は又各種の債券を發行し、以て彌縫の用に供してゐる。

から、毎月満足に此等債務を償還せば、中央の軍政各費に使用すべき鹽餘は皆無なるべく、否反つて不足を生ずるであらう。

煙酒稅は財政整理會の調査に依れば其收入一千五百萬元に上るも、各省の抑留多き爲め中央の實收入は約百四十萬元に過ぎない。又印花稅の收入は約三百二十萬元なるも、是亦各省に抑留せられて中央の實收は約三十萬元に過ぎないとのことである。

右に述ぶる所を以て見れば、中央政府の直接支出を要する經費は六千六百二十萬元なるに、之に對する收入は京師稅關收入三百二十萬元、煙酒稅收入百四十萬元、印花稅收入三十萬元、合計四百九十萬元と、鹽餘收入若干あるに過ぎない。中央政府窮迫の状態以て知るべきである。

## 五 結論

支那政府の財政状態は前に陳べた如くであるが、斯る状態に在るのに關稅二分五厘增收全部を借款の整理に振向け、少しも之を政費に使用せしめないのは、甚だ無理のやうに考へられる。尤も無擔保内外債全部を整理すれば鹽餘は浮いて来るから、之を中央政府の經費に使用することが出来るが、二分五厘增收のみを以てしては充分なる借款整理が出来ぬことは前に一言した如くである。若し之を以て一部の借款を整理し、鹽餘が浮いて来るとしても、地方の稅款截留多き現時に在りては、鹽餘と煙酒稅、印花稅及崇文門稅の實收だけでは尙ほ中央の經費に不足を告ぐるであらう。鹽餘は曹錕政府時代には約四千二百萬

元と稱せられたが、第二奉直戰以來地方の截留が益多くなつてゐるから、現今は之より遙に少いと思はるが、假りに四千二百萬元とするも、之に他の三種の收入を合せて四千六百九十万に過ぎずして、中央政府の直接支出を要する軍政各費總額六千六百二十萬元に比し一千九百三十萬元の不足となるのである。されば中央政府の窮迫は依然救濟し得られずして、再び濫借を事とするに至るであらう。元來借款整理は財政全體の大整理と相伴はなければならぬ事であつて、單に借款のみを整理するも財政の紊亂は依然として矯正せられぬであらう。財政部は善後會議に財政整理案を提出し、

(一)各省の鹽稅は完全に中央に歸せしめ、中央より指定して協濟するもの以外は、各省にて之を截留せざること。

(二)煙酒稅及印花稅は中央より指定して其直轄軍隊の經費に支出す

るもの以外は、全部中央に送付すること。

(三)常關稅及津浦鐵道貨捐は中央に歸せしむこと。

(四)各省解款及專款は國稅、地方稅を區分せざる間は、各省豫算額の一割を標準として送金すること。

(五)各收入機關の直接支出を制限すること。

(六)軍費は軍制及軍費標準案に依り解決し、中央の負擔は最少限度とすること。

(七)行政費は各機關の在來の豫算に就て各機關自ら切實に節減し、一の最低標準を定めて計畫を立て、中央は別に一の確實の概算を編成すること。

と言つてゐるが、若し之が實行を見るを得ば、將來の關稅增收は全部借款の償還に充當して差支なきのみならず、或は鹽稅の一部をも無擔

保借款の整理財源に加ふることが出来るであらうが、併し軍隊の裁減を實行せざる以上は、地方の稅款抑留は制止し得べからざることである。支那は近年内亂止まざる爲め、各省の財政は年々困難を來し、殊に第二奉直戰以來は愈益困難に陥つてゐるから、各省の稅款截留は今後一層増加するかも知れない。されば先づ軍隊の裁減を行はざる限りは、財政整理は言ふべくして行ふべからざることである。假令財政善後委員會に於て如何なる決議を爲すも、之が實行は到底困難である。尤も段執政は善後會議に收束軍事大綱案を提出し、(一)民國八年度豫算に依り、歲入の三分の一(一億五千萬元)を以て軍費とする事(二)全國の兵數を五十萬人と定むること。の二大綱を示し、軍事善後委員會に於て其具體的辦法を討議することになつてゐるが、縱令同委員會に於て此大綱通りに決定するものとするも、之が實行は至難の問題である。

393  
766

要するに國內の統一を見ざる間は軍隊の裁減は行はれず、裁兵が行はれぬ限りは財政整理は行はるべきものではない。故に先づ統一より裁兵、然る後財政整理の順序を以て進まねばならぬと思ふが、國內の統一は果して何時になつて實現せらるべきか、段執政の威望を以てするも此れは容易な事ではあるまい。吳佩孚は武力統一に失敗したが、さればとて和平統一は尙更困難であらう。支那の現状を知る者は所謂和平統一なるものが甚だ覺束ないものであることを悟るであらう。來るべき關稅特別會議に於ける二分五厘附加稅用途問題の討議は、勢ひ借款整理より延いて財政整理問題にまで論及されるであらうが、該會議が如何に之を決定するかは、吾人の刮目して見んと欲する所である。

393

756

要するに國內の統一を見る間は軍隊の裁減は行はれず、裁兵が行はれぬ限りは財政整理は行はるべきものではない。故に先づ統一より裁兵、然る後財政整理の順序を以て進まねばならぬと思ふが、國內の統一は果して何時になつて實現せらるべきか、段階政の成程を以てするも此は容易な事ではあるまい。吳佩孚は武力統一に失敗したが、さればとて和平統一は尙更困難であらう。支那の現狀を知る者は所詮和平統一なるものが甚だ覺束ないものであることを悟るであらう。來るべき開稅特別會議に於ける二分五厘附加稅用途問題の討議は、勞ひ借款整理より延いて財政整理問題にまで論及されるであらうが、該會議が如何に之を決定するかは吾人の利口して見んと欲する所である。

32

複  
製  
不  
許

大正十四年五月二十六日印刷

東亞研究講座其三奥附

大正十四年五月三十日發行 非賣品

編輯者

東京市外池袋千二百五十八番地

磯部東丘

印刷者

東京市神田區美士代町二丁目一番地

島連太郎

印刷所

東京市外池袋千二百五十八番地

三秀舎

發行所

東亞研究會

393  
756

鳥山伊松石常小中小  
居崎東井田盤川村村  
龍直忠之大四三  
藏方太等助定節郎郎

笛滑大安遠宇檣大鹽

川川西岡水野崎村谷

正一哲觀西

潔達齊篤毛人一崖溫

續刊執筆者

(承諾順)

此他委嘱中

終

